

令和 2 年 4 月 30 日

各社会福祉団体代表者 様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会事務局長
〈公 印 略〉

新型コロナウイルス感染症への対応に係る県への緊急提案及び要望について

日頃、本会事業の推進について、多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
また、過日は新型コロナウイルス感染症への対応に係る県への要望書の作成について、お忙しい中、御協力をいただき誠にありがとうございました。
つきましては、下記のとおり、静岡県知事に対して緊急提案及び要望書を提出いたしましたので、御報告いたします。

記

1 緊急提案・要望事項

主要事項は以下のとおりです。

(要望書は別添のとおりです。各団体の意見・要望事項も提出いたしました。)

- (1) マスク等衛生用品の優先的な確保
- (2) 福祉・介護事業所に対する支援
- (3) 福祉・介護職員の士気高揚
- (4) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る情報提供
- (5) 風評被害の防止に向けた啓発
- (6) 生活福祉資金貸付の特例措置に係る対応

※各団体の意見・要望事項は本会ホームページに掲載しています。

2 緊急提案・要望書の提出日

令和 2 年 4 月 30 日(木) 藤原健康福祉部長に手交しました。

担 当 福祉企画部(西村、袴田)
電話番号 054-254-5231





静岡県知事 川勝 平太 様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会 長 神 原 啓 文

新型コロナウイルス感染症への対応に係る県への緊急提案及び要望について

日頃から、社会福祉の推進につきましては、格別なる御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界各国に広がり、我が国においては、政府の緊急対応策に加え「緊急事態宣言」が出され、さらなる対策強化が図られています。

一方で、全国の小中高等学校等の臨時休校による子どもたちの生活支援や、生計維持が困難な人々への相談支援をはじめ、高齢者、児童、障害のある人など、各分野の福祉・介護サービスが利用者、家族、地域社会に果たす役割は非常に重要になっています。

私たち県内の社会福祉関係者は、極めて厳しい状況の下で、経験したことのない緊急事態に不安と恐怖を感じながら、感染拡大防止に努めつつ、日々様々に生ずる生活課題・困難に向き合い、利用者及び家族の生活を守るため、全力を尽くしています。

そこで、県社会福祉協議会は、福祉・介護事業所、県域関係団体及び市町社会福祉協議会に対し、現状抱えている課題、行政への提案・要望事項等を緊急に調査いたしました。

つきましては、以下のとおり緊急提案・要望事項として主要事項を取りまとめ、現場の切実な現状をお伝えいたしますので、格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、個別の意見・要望事項については、別添のとおりです。

記

1 マスク等衛生用品の優先的な確保

乳幼児、高齢者、障害のある人をはじめケアを必要とするサービス利用者は、感染症に対する抵抗力の弱い方が多く、福祉・介護事業所において感染すれば、重症化や感染が拡大する(クラスターの発生)リスクも高くなり、現在の状況は危機的で、一刻の猶予もありません。

県内でも感染が拡大する中、事業所では事業継続が求められているため、職員や利用者はもとより家族などの面会者、業者なども含め、マスクの着用や手洗い、アルコール消毒、施設の衛生管理の徹底など感染予防対策により、感染防止に取り組んでいます。

しかし現在、市場からはマスクが無くなり、福祉・介護の現場で使用するマスクや消毒液などの衛生用品が大変不足し、事業所の在庫にも限りがあり、職員の個人負担に頼っている状況です。

については、福祉・介護事業所において、マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、エプロン、防護着、非接触式体温計等の衛生用品の配布又は優先調達、供給ルートの確保につき、御支援いただくよう切にお願いいたします。

2 福祉・介護事業所に対する支援

- (1) 利用者や職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、当該事業所が閉鎖に追い込まれ、サービスの提供を停止した場合であっても、地域において必要な福祉・介護サービスの提供が継続できるよう、事業継続を図るための財政支援や、市町と調整の上、近隣事業所による人的な相互支援体制の構築についてお願いいたします。
- (2) 利用者、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる事案が発生した場合には、リスクの高い利用者への集団感染防止のため、優先的にPCR検査を受けることができるよう配慮するとともに、医療機関や保健所との連携のもと、適切な医療支援・助言が受けられる体制の確保をお願いいたします。
- (3) 要請を受けて休業した場合の補償を迅速確実に行うなど、適切な措置を講じていただくようお願いいたします。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに問題が生じた事業所に対し、必要な福祉・介護サービスを継続して提供できるよう、運営費に対して、公費による損失補填を図っていただくようお願いいたします。
- (5) 就労継続支援事業所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により仕事の受注が激減しており、利用者の就労継続が困難で工賃等の収入が減少し地域生活に支障となる状況が生じているため、それを補う財政措置をお願いいたします。
- (6) サービス利用を控えても日常生活への支障が少ない方、発熱など体調不良の方の利用を自粛していただくよう、利用者、家族へ要請していただくようお願いいたします。
- (7) 他県においては事業所での集団感染が発生しており、県内の事業所においても対応への不安を抱えていることから、利用者や職員が感染の疑いがある、または感染した場合の対応や事業継続計画の作成などのマニュアルの作成をお願いいたします。

3 福祉・介護職員の士気高揚

福祉・介護事業所では、職員が「自らも感染するのではないかと、家族や利用者にも移してしまうのではないかと」といった感染リスクの恐怖と日々闘いながら、目の前の子ども達、お年寄り、障害のある方と使命感を持って懸命に接しています。

保育所をはじめ児童・介護・障害の各事業所においても、学校の休校等に伴い出勤できない職員がおり、一部の職員に長時間労働、頻回の夜勤等による身体的・精神的に過度な負担が生じています。また、児童の事業所においては、休校中の児童への支援を行うために臨時職員、代替職員を雇用しようにも困難な状況にあります。

一方、他県においては、デイサービスなどを中心に、感染リスクを恐れた事業所が休業に踏み切り、従来のサービスが受けられず、高齢者が心身の機能を低下させるケースも報告されています。また、介護の負担増に直面している家族も増加しており、通所介護の代わりとして役割を期待される「訪問介護」もホームヘルパーの不足や感染リスクへの

対応に悩まされています。

こうした中、まさに「介護崩壊」の危機に直面しながらも、介護現場の最前線では職員一人ひとりが強い使命感と責任感を持って、地域の介護を守るために力を尽くしているところです。

しかしながら、その現状は社会的に理解や正当な評価を受けているとは言い難く、報道等に取り上げられることも多くありません。

については、今こそ福祉・介護人材の確保の好機と捉え、県民への理解の醸成と職員の士気高揚のため、福祉・介護の最前線で働く職員を応援するとともに、労働市場から福祉・介護職場へ人材の流入を促進する施策を講じていただきますようお願いいたします。

4 新型コロナウイルス感染症への対応に係る情報提供

新型コロナウイルスへの対応については、連日、厚生労働省等から事務連絡等が発出されていますが、福祉・介護事業所から「情報が多量で整理できない」「感染拡大防止に向けた具体的な対応を知りたい」などの声が寄せられています。

については、県において、特に重要と思われる内容や、分野ごとの共通事項等について要点を整理し、情報提供（WEB配信を活用）していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る情報が、事業所に迅速かつ的確に提供されるよう、市町に対しても指導助言をお願いいたします。

5 風評被害の防止に向けた啓発

新型コロナウイルスの感染拡大の中で、他県においては福祉・介護事業所での感染者が発生しており、自治体や医療関係者の支援を得ながら、厳しい状況に立ち向かっています。

そのような状況の中、感染者が発生した事業所への誹謗中傷・風評被害が生じています。

については、感染者や事業所が責められず、治療に専念でき、周囲の利用者や職員が感染拡大防止を第一に考えられる環境を整えるため、風評被害を防ぐための啓発を市町や関係機関・団体と連携して取り組まれるようお願いいたします。

6 生活福祉資金貸付の特例措置に係る対応

今回の特例貸付は、新型コロナウイルスの影響によって所得が減少した者を対象に貸付けることとされ、現在、現場において借入申込が殺到しています。

当面、国において確保いただいた財源で対応してまいります。貸付原資の不足する事態となった場合や、窓口体制及び償還までの事務（相談、貸付申込・送金事務、償還事務）に係る経費等について、必要な財源措置を継続して確保いただくようお願いいたします。